

無人航空機による事故等の報告先一覧

別表

※「無人航空機の事故及び重大インシデントの報告要領」に定める事態が発生した場合の報告は、

原則報告システム(https://www.uafp.dips.mlit.go.jp/reo-app/c01/displayviewsc_c01_04?lang=ja)を利用してください。

なお、報告システムが使用できない場合等は、以下をご参照の上、許可・承認を受けた官署へ、また、許可・承認を受けていない飛行は管轄する官署へ報告願います。

※夜間等の執務時間外における無人航空機による事故等が発生した場合は、飛行を行った場所を管轄区域とする空港事務所にご連絡ください。

また、メールで報告した場合には、電話での連絡もお願いします。

官署	住所・連絡先	管轄区域	執務時間
東京航空局	<p>〒102-0074 東京都千代田区九段南1-1-15 九段第二合同庁舎 東京航空局 保安部 運航課</p> <p>☎: 03-6685-8005 e-mail: cab-emujin-houkoku@mlit.go.jp</p>	<p>北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県</p> <p>上記地域で許可・承認の必要がない飛行</p>	<p>平日09:00～17:00 執務時間外の連絡先: 東京空港事務所</p>
大阪航空局	<p>〒540-8559 大阪府大阪市中央区大手前3-1-41 大手前合同庁舎 大阪航空局 保安部 運航課</p> <p>☎: 06-6937-2779 e-mail: cab-wmujin-houkoku@mlit.go.jp</p>	<p>富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山 県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島 県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎 県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p> <p>上記地域で許可・承認の必要がない飛行</p>	<p>平日09:00～17:00 執務時間外の連絡先: 関西空港事務所</p>
国土交通省	<p>〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3 航空局 安全部 無人航空機安全課</p> <p>☎: 03-5253-8111 (内線: 48675) e-mail: hqt-jcab-uav@gxb.mlit.go.jp</p>	<p>公海上 カテゴリーⅢ飛行</p>	<p>平日09:00～17:00 執務時間外の連絡先: 東京空港事務所 若しくは 関西空港事務所</p>
東京空港事務所 (24時間対応)	<p>〒144-0041 東京都大田区羽田空港3-3-1 航空管制運航情報官</p> <p>【平日・夜間・休日 共通】</p> <p>☎: 050-3198-2865 e-mail: cab-hnd-kyoka@mlit.go.jp</p>	<p>北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、 福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、 東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県、静岡県</p>	24時間
関西空港事務所 (24時間対応)	<p>〒549-0011 大阪府泉南郡田尻町泉州空港中1 航空管制運航情報官</p> <p>【平日・夜間・休日 共通】</p> <p>☎: 050-3198-2870 e-mail: cab-kixinfo@mlit.go.jp</p>	<p>富山県、石川県、福井県、岐阜県、愛知県、三重県、 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山 県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島 県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎 県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県</p>	24時間